



金 沢 市 公 報

号外第13号

平成28年(2016年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | | |
|-----------------------|-----|-----------------------|
| ◎ 目 次 | ページ | ○金沢市額谷ふれあい体育館の指定管理者の指 |
| ● 告 示 | | 定について (") 2 |
| ○芸術文化ホールの指定管理者の指定について | | ○金沢市スポーツ広場の指定管理者の指定につ |
| (文化政策課) 1 | | いて (") 3 |
| ○金沢市体育施設の指定管理者の指定について | | ○金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定 |
| (市民スポーツ課) 1 | | について (長寿福祉課) 3 |
| ○公園施設の指定管理者の指定について | | ○金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者の指 |
| (") 2 | | 定について (障害福祉課) 3 |

告 示

●金沢市告示第90号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び金沢市芸術文化ホール条例(平成22年条例第2号)第22条第4項の規定により芸術文化ホールの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第23条の規定により告示します。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-----------|------------|----------------|-----------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金 沢 歌 劇 座 | 金沢市柿木畠1番1号 | 公益財団法人金沢芸術創造財団 | 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで |
| 金沢市文化ホール | | | |
| 金沢市アートホール | | | |

●金沢市告示第91号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び金沢市体育施設条例(昭和34年条例第20号)第12条第2項の規定により金沢市体育施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

| 施 設 の 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-------------------------|-----------|-----|-------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金 沢 市 総 合 体 育 館 | | | |
| 金 沢 市 営 陸 上 競 技 場 | | | |
| 金 沢 市 営 球 技 場 | | | |
| 金 沢 市 安 原 ス ポ ー ツ 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 西 部 市 民 体 育 会 館 | | | |
| 金 沢 市 営 城 北 市 民 体 育 館 | | | |
| 金 沢 市 営 城 南 市 民 体 育 館 | | | |
| 金 沢 市 営 城 東 市 民 体 育 館 | | | |
| 金 沢 市 営 城 西 市 民 体 育 館 | | | |

| | | | |
|-------------------------------------|--------------------|----------------------|-----------------------------|
| 金 沢 市 営 森 本 市 民 体 育 館 | 金沢市泉野出町3丁目 8番1号 | 公益財団法人金沢市ス ポーツ事業団 | 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで |
| 金 沢 市 営 浅 野 川 市 民 体 育 館 | | | |
| 金 沢 市 営 中 央 市 民 体 育 館 | | | |
| 金 沢 市 営 東 金 沢 ス ポ ー ツ 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 城 北 市 民 テ ニ ス コ ー ト | | | |
| 金 沢 市 営 西 金 沢 テ ニ ス コ ー ト | | | |
| 金 沢 市 営 大 徳 テ ニ ス コ ー ト | | | |
| 金 沢 市 営 城 東 テ ニ ス コ ー ト | | | |
| 金 沢 市 営 浅 野 テ ニ ス コ ー ト | | | |
| 金 沢 市 営 総 合 プ ー ル | | | |
| 金 沢 市 営 浅 野 運 動 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 大 桑 運 動 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 額 谷 運 動 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 久 安 運 動 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 西 金 沢 少 年 運 動 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 田 上 運 動 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 医 王 山 運 動 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 法 光 寺 運 動 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 金 沢 テ ク ノ パ ー ク 運 動 広 場 | | | |
| 金 沢 市 営 湊 野 球 場 | | | |
| 金 沢 市 営 湊 運 動 公 園 | | | |
| 金 沢 市 営 専 光 寺 ソ フ ト ボ ー ル 場 | | | |
| 金 沢 市 営 伏 見 川 グ ラ ウ ン ド | | | |
| 金 沢 市 営 こ な ん 水 辺 グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ 場 | | | |
| 金 沢 市 営 医 王 山 ス キ ー 場 | | | |
| 金 沢 市 西 部 市 民 憩 い の 家 | | | |

●金沢市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第16条第4項の規定により公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-------------------|----------------|------------------|-----------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金 沢 市 民 野 球 場 | 金沢市泉野出町3丁目8番1号 | 公益財団法人金沢市スポーツ事業団 | 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで |
| 金 沢 市 民 サ ッ カ ー 場 | | | |
| ス ポ ー ツ 交 流 広 場 | | | |
| ジュニアスポーツコート | | | |
| 本田圭佑クライフコート | | | |
| 金沢市鳴和台市民体育会館 | | | |

●金沢市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市額谷ふれあい体育館条例（平成6年条例第5号）第15条第2項の規定により金沢市額谷ふれあい体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|--------------|----------------|------------------|-----------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市額谷ふれあい体育館 | 金沢市泉野出町3丁目8番1号 | 公益財団法人金沢市スポーツ事業団 | 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで |

●金沢市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）第15条第2項の規定により金沢市スポーツ広場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|----------------------------|----------------|------------------|-----------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市内川スポーツ広場 金沢市戸室スポーツ広場 | 金沢市泉野出町3丁目8番1号 | 公益財団法人金沢市スポーツ事業団 | 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで |

●金沢市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市老人福祉センター条例（昭和44年条例第32号）第12条第2項の規定により金沢市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

| 施 設 の 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|--|---------------|-------------------|-----------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市老人福祉センター万寿苑 金沢市老人福祉センター松寿荘 金沢市老人福祉センター鶴寿園 金沢市老人福祉センター万寿苑 分館十一屋生きがい交流館 | 金沢市芳斉2丁目3番28号 | 公益財団法人金沢市福祉サービス公社 | 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで |

●金沢市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市障害者高齢者体育館条例（昭和57年条例第3号）第15条第2項の規定により金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|--------------|---------------|---------|-----------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 金沢市障害者高齢者体育館 | 金沢市戸水2丁目140番地 | 株式会社エイム | 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで |

| | | | |
|-------------------|-----|------------------|-----------|
| 平成28年(2016年)3月31日 | 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成28年(2016年)3月31日 | 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| 定価 120円 | 印刷所 | 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 | (株) 共 栄 |